

令和2年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

令和2年 5月29日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和2年5月29日

19日間

至 令和2年6月16日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を
改正する条例の制定について

第 6 議案第56号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第 8 発委第 3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

第 9 議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第10 議案第59号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制
定について

第11 議案第60号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第61号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第13 議案第62号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定について

第15 議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）に
ついて

第16 議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約につ

いて

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 岩 | 田 | 恵 | 一 | 君 | |
| 2 番 | 野 | 口 | 正 | 利 | 君 | |
| 3 番 | 谷 | 口 | 勝 | 巳 | 君 | |
| 4 番 | 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 | |
| 5 番 | 村 | 山 | 良 | 夫 | 君 | |
| 6 番 | 坂 | 本 | 美 | 智 | 代 | 君 |
| 7 番 | 鈴 | 木 | 利 | 明 | 君 | |
| 8 番 | 西 | 山 | 芳 | 明 | 君 | |
| 9 番 | 北 | 尾 | | 潤 | 君 | |
| 10 番 | 山 | 下 | 靖 | 夫 | 君 | |
| 11 番 | 東 | | ま | さ | 子 | 君 |
| 12 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 | |
| 13 番 | 谷 | 山 | 眞 | 智 | 子 | 君 |
| 14 番 | 篠 | 塚 | 信 | 太 | 郎 | 君 |
| 15 番 | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 | |
| 16 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 | |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（13名）

- | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | 長 | | 太 | 田 | 昇 | 君 | | | |
| 副 | 町 | 長 | | 谷 | | 俊 | 明 | 君 | | |
| 参 | | 事 | | 中 | 尾 | 達 | 也 | 君 | | |
| 参 | | 事 | | 山 | 森 | 英 | 二 | 君 | | |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | 松 | 山 | 征 | 義 | 君 |

総務課長	長澤誠君
税務課長	豊嶋浩史君
住民課長	久木寿一君
こども未来課長	木南哲也君
にぎわい創生課長	栗林英治君
上下水道課長	山内善博君
教育長	樹山静雄君
教育次長	堂本光浩君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスクを着用とし、また、議場内の換気を行うため、カーテンは開け、窓を常時少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩を小まめに取り、休憩中に議場内の全体空気換気をさせていただきます。また、今回より感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ空けて着席していただくようにしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、本日の議案に対して、簡潔明瞭な質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の出席者についても、密を避けるために調整をいただいております。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、今会期中の署名議員は、9番議員・北尾 潤君、10番議員・山下靖夫君を指名します。

なお、両君に差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの19日間と決定しました。

会期中の予定につきましては、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、承認第4号ほか10件です。

提案理由説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月22日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会の報告が行われました。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報常任委員会を開催しますので、委員の皆様には大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、田植作業も順調に進み、辺り一面には満々と水が張られた水田風景が広がっております。京丹波町の里や野山も新緑がまぶしい季節となりました。これからは、ブランド産品であります黒大豆や大納言小豆をはじめとする畑作物の作付に向け、準備が進んでいくことと存じます。このまま順調に作物が育ち、実り多い秋が迎えられることを心から願うものであります。

また、町の行政運営につきましても、令和2年度も既に2か月が経過する中で、当初予算

に盛り込んでおります助け合いと活力ある「健康の里づくり」を推進するための各種施策につきまして、順次着手をしているところであります。

一方、このような状況の中、世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ終息の先行きが見えない状況にある中、国において、全都道府県における緊急事態宣言が解除されたものの、決してウイルスが消滅したわけではなく、今後も気を緩めず、継続して感染症予防対策に取り組む必要があります。

本町におきましては、引き続き町民の皆様には不要不急の外出を控えていただくことに加え、咳エチケットや丁寧な手洗いの励行、また、密閉、密集、密接の3つの密が重ならないよう、ご協力をお願いしているところであります。

これまでの長引く外出の自粛や休業などにより、全国的にも生活不安やストレスによる児童虐待、DV被害等のリスクも高まっています。また、経済の悪化に対して、雇用に対する不安や事業者の皆さんからの切実な声もお聞きする中、町民の皆さんや事業者の方々に対して、迅速かつ的確に生活支援を行ってまいります。

今後とも、町民の皆様には、ご不便をおかけしますが、命を守るため、家族や周りの大切な人を気遣うとともに、国や府、町のホームページなどの正確な情報に基づく冷静な対応、落ち着いた行動、感染予防や拡大防止に努めていただき、一日も早くふだんの生活が取り戻せるよう、皆様とともに力を合わせ取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、特別定額給付金の給付状況でございますが、今月27日現在で、対象世帯数6,258世帯のうち給付世帯数は4,481世帯、給付率は71.6%、また、対象人数1万3,801人のうち給付人数は1万304人、率にして74.7%の給付を完了したところであります。

引き続き、速やかな給付に努めてまいりますので、町民の皆様はじめ、議員各位には、さらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、本年度のタウンミーティングの開催につきましては、現下の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後もなお、皆様にお集まりいただける状況にないと判断し、本年度に限り、会場での開催を見送ることとさせていただきます。

しかしながら、このような状況下におきましても、行政の公正化の観点から、しっかりと説明責任を果たし、町民の皆さんと一体的なまちづくりを進める必要があると考えております。

このため、本年度の開催はケーブルテレビを活用した自主放送による特別番組を制作して、

7月下旬から放映を開始し、合わせて、アンケートやご意見をいただく方法により実施する予定としておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、番組の主な内容としましては、本年度予算や事業の内容をはじめ、本町の重要施策として、本年度から本格的な取組を進めるケーブルテレビ事業の民営化移行に係る概要など、町民の皆様にお伝えさせていただく予定としております。

新庁舎建設工事につきましては、工程どおり順調に推移しており、現在、基礎工事に取りかかっているところであります。今後におきましても、工事業者及び設計監理業者と定期的に打合せ会議を開催し、遅延なき工程管理の徹底に努めてまいります。

また、認定こども園の開設に向けた取組であります、「京丹波町立（仮称）たんばこども園 新園舎建設基本計画」に基づき、引き続き木材調達業務を発注するとともに、いよいよ本年度は、新園舎本体工事に着手することとしており、このたび、入札により施工業者が決定し、仮契約を結んだことから、今定例会に提案させていただくところであります。

今後におきましても、安全な園生活に最大限配慮し、地域とともに園児の健やかな育ちと成長を促す豊かな自然を生かした温かみのある園舎を目指し、令和4年度の開園に向けた取組を引き続き推進してまいります。

最後に、令和元年度の各会計決算見込みであります、一般会計では、歳入117億2,000万円、歳出115億円、収支は2億2,000万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、1億9,000万円程度の黒字決算の見込となりました。

また、公営企業会計を除く特別会計では、歳入54億2,000万円、歳出53億9,000万円となり、収支は3,000万円程度を見込むところであり、まずは健全な姿での決算が見込まれることを報告させていただきます。

今後とも引き続き業務の効率化と適正な予算執行に努めるとともに、さらなる財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第7、議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） これより、日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第57号

令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止措置が及ぼす影響を緩和するため固定資産税、軽自動車税及び地方税徴収に関し、所要の改正を行うものであります。

議案第56号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町民生活及び地域経済への影響を勘案し、6月に支給する特別職の期末手当の額を町長については100分の40、副町長については100分の30、教育長については100分の20減額した額とするもの。

議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正前の額136億6,990万円に、今回1億6,900万円を追加し、補正後の額を138億3,890万円とすることをお願いしております。

なお、今回お願いいたします補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかります各種施策の実施に向けた編成といたしております。

初めに、総務費では、81万8,000円の減額をお願いするものであります。

一般管理費において、先ほどの議案第56号での提案理由説明のとおり、特別職の期末手当の削減を行い、その財源をコロナ対策経費に活用することを目的として、特別職人件費につきまして、81万8,000円の減額をお願いするものであります。

次に、商工費では、1億6,000万円の計上をお願いするものであります。

まず、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業といたしまして6,000万円の計上をお願いするものであります。新型コロナウイルスの影響により、1か月の売上げが、前年度比30%以上50%未満の範囲で減少した中小企業及び小規模事業者を対象に、経営の持続化及び課題解決に対する支援を行うため、一事業者当たり30万円を上限に支援給付を行う、小規模事業者等支援給付金に4,500万円の計上をお願いするとともに、中小企業及び小規模事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響に対し、現状打開及び課題

解決のため実施する新たな経営基盤の強化及び持続化等に向けた取組への支援として、一事業者当たり30万円を上限に補助する、新型コロナウイルス対策新事業展開支援補助金に1,500万円の計上をお願いするものであります。

また、京丹波町スーパープレミアム商品券事業に1億円の計上をお願いするものであります。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町内事業者の皆様におかれましては、外出自粛や休業要請等による売上の減少など非常に厳しい状況にあります。そのような状況を踏まえ、町内での消費喚起や経済の循環を推進し、町内事業者の皆様への支援と地域商工業の活性化を図ることを目的として、30%プレミアム付き商品券の発行を行うものであり、スーパープレミアム商品券事業補助金に9,500万円の計上をお願いしております。合わせて、商品券限定商品などを掲載する「お買い物ガイドブック」、さらには「テイクアウトガイドブック」の作成及び配布に係る経費など、所要額の計上をお願いするものであります。

次に、消防費では、597万4,000円を計上しております。災害対策事業といたしまして、災害発生時の避難所等における感染症予防等に対し必要な物品の確保を図るものであり、所要額計上をお願いするものであります。

次に、教育費では、384万4,000円の計上をお願いするものであります。まず、事務局費におきましては、先ほど総務費での説明と同様に、期末手当の削減を行うものであり、教育長人件費として13万1,000円の減額をお願いするものであります。

また、学校保健特別対策事業といたしまして、小学校費学校管理費に42万6,000円を、また中学校費学校管理費に24万2,000円の計上をそれぞれお願いするものであります。校内健診及び学校給食時の感染症予防等に必要な物品の確保を図るものであります。

家庭学習支援事業といたしましては、小学校費教育振興費に173万5,000円を、また、中学校費教育振興費に103万5,000円の計上を、それぞれお願いするものであります。学校の臨時休業に伴い、学習面での遅れ等が懸念されていることから、学習支援の充実を図るため、町内在住の小中学生に対しまして、1人3,000円の図書カードの配布を行うなど、必要な施策を講じるものであります。

また、幼稚園費では、教育支援体制整備事業に22万2,000円の計上をお願いするものであります。補助制度を活用し、幼児教育の質の向上を目的に緊急環境整備を図るものであり、感染症予防等に必要な物品を確保するものであります。

学校給食費では、学校給食事業に31万5,000円の計上をお願いするものであります。国の制度を活用し、臨時休業に伴う学校給食の中止により発生した食材等に対する影響額を対象として、供給元であります京都府学校給食会に対して助成を行うものであります。

次に、歳入でございます。

まず、国庫支出金に9,204万4,000円を計上しております。

内訳といたしまして、総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金として9,155万2,000円を計上しております。

また、教育費国庫補助金では、学校保健特別対策事業費補助金として小中学校費補助金合わせて25万7,000円を計上し、学校給食費補助金では、学校臨時休業対策費補助金として23万5,000円を計上しております。

次に、府支出金では、幼稚園費補助金に、教育支援体制整備事業費補助金として22万円を計上しております。

最後に、繰入金では、今回の新型コロナウイルス感染症対策に対応するための歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から7,673万6,000円を繰り入れて財源調整を図ることとしております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は、日程順にお願いいたします。

豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） おはようございます。

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして、施行期日を公布の日とする必要のある内容についてのみ措置させていただいたものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきまして、ご説明申し上げます。今回、公布された改正地方税法は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるものとなっております。固定資産税の減収をする措置を講じられたところでございます。今回の町税条例の改正につきましては、これら地方税法において改正された内容に基づき、必要な整理をお願いするものでございます。

それでは、町税条例の改正の内容につきましては、その概要を新旧対照表によりご説明申

し上げます。

最初に、新旧対照表 1 ページ、附則第 10 条につきましては、固定資産税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症等に係る影響を受け、前年と比べ 30% 以上減収となった中小企業者等の家屋及び償却資産に対しまして令和 3 年度に限り、また影響を受けたにもかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した事業の用に供する家屋及び構築物に対して特例措置を行うとされた法改正に伴い、適用の条項の整理を行うものでございます。

続いて、1 ページから 2 ページ、附則第 10 条の 2 につきましては、固定資産税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたにもかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従い取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対しては特例措置を行うこととされた法改正に伴い、条項の新設及び所要の文言整理を行うものであります。

続いて、2 ページ中段、附則第 15 条の 2 につきましては、自家用軽自動車に適用しております臨時的軽減税率の適用対象自動車購入期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長された法改正に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

最後に、2 ページ下段から 4 ページ、附則第 23 条につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の影響により、前年に比べ収入がおおむね 20% 減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収猶予ができる特例の法改正に伴い、条項の新設を行うものであります。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第 56 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案理由説明内容につきましては、附則で規定することとしており、期末手当の額につきましては、それぞれ定める率を乗じて得た額を減額した額とするものであります。

この改正による削減額といたしましては、総額で約 94 万 9,000 円となります。

以上、議案第 56 号におけます補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第 57 号 令和 2 年度京丹波町一般会計補正

予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、事項別明細書4ページ、歳出からお願いいたします。

初めに、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、特別職の
人件費として81万8,000円を減額しております。先ほどの条例改正案の提案理由説明
及び補足説明のとおり、町理事者の6月期末手当の削減を行い、コロナ対策経費の財源とし
て活用を図るものであり、本事業においては、町長及び副町長の削減分につきまして計上い
たしております。

同じく4ページの7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費では、新型コロナウイルス
対策小規模事業者等支援事業として6,000万円の計上をお願いするものであります。

事業の内容といたしましては大きく2項目あり、1つ目は、令和2年1月以降の1か月の
売上げが対前年比で30%以上50%未満の範囲で減少いたしております中小企業及び小規
模事業者を対象に、一事業者に対して30万円を上限とした給付金を給付するものでありま
す。

2つ目としましては、同じく中小企業及び小規模事業者で、現状打開や課題解決を図るた
め販路開拓や販売促進等の新たな事業に取り組む事業者を対象として、一事業者当たり30
万円を上限とした補助金の交付を行うものであります。

各費目の計上といたしましては、それぞれ対象と想定される事業者につきまして、給付金
につきましては150事業者と見込み4,500万円を、また、新事業補助金につきましては
50事業者と見込み1,500万円をそれぞれ、18節、負担金補助及び交付金に計上し
ております。本事業に関わります財源といたしましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金
を充当いたしております。

同じく2目、商工振興費では、京丹波町スーパープレミアム商品券事業として1億円の計
上をお願いするものであります。町長提案説明のとおり、30%プレミアム付き商品券を発
行し、事業者支援と地域商工業の活性化を図るものであります。1冊1万3,000円の商
品券を1万円で販売するものであり、発行総額は3億9,000万円であり、販売総額3億
円、プレミアム分が9,000万円となります。

また、商品券に係ります取扱店舗、商品券セール、商品等をまとめた「お買い物ガイドブ
ック」や飲食店のテイクアウト商品を集約した「テイクアウト京丹波ガイドブック」を作成
し、商品券とともに配布を行うこととしております。

各費目の計上といたしましては、プレミアム分及び商品券の印刷等の事務費分につきまし
て、事業運営を行う京丹波町商工会に対しまして、18節、負担金補助及び交付金に事業補

助金として9,500万円を計上し、合わせてガイドブックの発行に係る経費につきまして各費目に計上いたしております。

本事業に係る財源は、国庫支出金の地方創生臨時交付金を充当いたしております。

同じく4ページの9款、消防費、1項、消防費、5目、災害対策費では、災害対策事業として597万4,000円の計上をお願いするものであります。感染症予防として、町内避難所等で使用が必要となる体温計やマスク、消毒液をはじめ、屋内で使用するパーティションなど必要な物品等の確保を行うものであります。

本事業に係る財源としましても、国庫支出金の地方創生臨時交付金を充当いたしております。

次に、5ページでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては、教育長人件費として13万1,000円を減額しております。先ほどの2款、総務費の特別職人件費と同様に町理事者の6月期末手当の削減を行い、コロナ対策経費の財源として活用を図るものであり、本事業では、教育長の期末手当の削減分につきまして計上いたしております。

同じく5ページ、2項、小学校費、1目、学校管理費につきましては、学校保健特別対策事業として42万6,000円の計上をお願いするものであります。町内小学校における校内健診時に必要となります医師用マスクや児童用の手袋等、また、学校給食時に必要となる児童用の手洗い用消毒液など感染症予防に必要な物品の確保を行うものであります。本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を充当いたしております。

同じく5ページ、2目、教育振興費につきましては、家庭学習支援事業として173万5,000円の計上をお願いするものであります。小学生に対しまして、図書カードの配布を行うための経費と合わせて各小学校における家庭学習に必要な教材等の作成に係る経費を計上させていただいており、図書カードにつきましては、児童495名分として148万5,000円と、教材等の作成経費といたしましては、各校5万円の5校分といたしまして25万円を計上いたしております。

同じく5ページ、3項、中学校費、1目、学校管理費につきましては、小学校費と同様に学校保健特別対策事業として24万2,000円の計上をお願いするものであります。町内の中学校における校内健診時、また、学校給食時に必要となる感染症予防に必要な物品を小学校費と同様に確保を行うものであります。本事業に係る財源につきましても、小学校費と同様、国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を充当いたして

おります。

同じく5ページ、2目、教育振興費につきましては、家庭学習支援事業として103万5,000円の計上をお願いするものであります。中学生に対しまして、図書カードの配布を行うための経費と、合わせて各学校における家庭学習に必要な教材等作成に係る経費を計上させていただきますいております。図書カードにつきましては、生徒295名分として88万5,000円と、教材等の作成経費といたしましては、小学校費と同様、各校5万円の3校分といたしまして15万円を計上いたしております。

次に、6ページをお願いします。4項、幼稚園費、1目、幼稚園費につきましては、教育支援体制整備事業として22万2,000円の計上をお願いするものであります。須知幼稚園における緊急環境整備として、空気清浄機3台をはじめ、園児が使用するマスクや消毒液など感染症予防に必要な物品の確保を図るものであります。本事業に係る財源につきましては、京都府府支出金の京都府教育支援体制整備事業費補助金を充当いたしております。

同じく6ページ、7項、学校給食費、1目、学校給食費につきましては、学校給食事業として31万5,000円の計上をお願いするものであります。学校の臨時休業等により中止となった給食に係る影響への対策として、学校給食の安定供給を図る観点から、食材等の供給元に影響額を助成する事業であり、小中学校の臨時休業に伴う給食の中止によってキャンセルとなりました給食用牛乳及びパンに係る経費31万5,000円につきましては、京都府学校給食会に助成するものであります。本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の学校臨時休業対策費補助金を充当いたしております。

次に、戻っていただきまして、事項別明細書3ページ、歳入をお願いします。

初めに、16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金として9,155万2,000円を計上いたしております。商工振興費の新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業及び京丹波町スーパープレミアム商品券事業、また、災害対策費の災害対策事業、さらには小中学校学校管理費の学校保健特別対策事業の財源とするものでございます。

次に、7目、教育費国庫補助金では、学校保健特別対策事業費補助金として、小中学校費補助金合わせて25万7,000円を計上し、また、学校給食費では、学校臨時休業対策費補助金として23万5,000円を計上いたしております。

次に、17款、府支出金、2項、府補助金、7目、教育費府補助金では、幼稚園費に教育支援体制整備事業費補助金として22万円を計上いたしております。

最後に、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金として7,67

3万6,000円を計上いたしております。今回の補正予算に必要な歳出額に対する財源調整を図るものであります。

以上、議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、専決処分として提案になっております内容は3件あるわけでございます。1点は固定資産税の関係なんですけども、中小企業所有の固定資産税軽減措置ということで減収率が30%以上が対象ということになってるんですけども、この場合に、当然、企業経営をやっておられるわけでございますので、収入の減少が30%以上あった場合に対象になるということになると思うんです。特に償却資産の関係で、太陽光施設は対象となると思うんですけども、事業者が所有しておる場合もあろうと思うんですけども、その辺について1点伺っておきたい思います。

それから、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の適用の延長なんですけども、対象となる台数というのはどれぐらい見込んでおるのかというのが1点です。

それから、地方税の徴収に関する1年の特例をするということですが、20%以上の減少ということになっているわけです。猶予を当然申請される方もあろうと思うんですけども、何件程度見込んでおるのか伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） まず1点、固定資産税の特例に関して、償却資産の中に太陽光がいけるかということでございます。事業に供するものでしたら、全て償却資産の中に入りますので、それも対象になるということになります。

2点目、軽自動車税の今回の延長に係る台数の見込みということでございます。実際のところ、今後、購入される台数になりますので、今のところはちょっと分からないんですけども、今まで集計してきました台数に関しまして、それを基にして計算しますと、今まで30台が非課税になっておりますので、それを2倍しましたら60台というふうな試算をして

おります。

徴収猶予の件数でございますけれども、これも企業の収益の関係で、算定は実際のところできてないんですけれども、今、相談を受けたり許可を出したりという形は、もう既に始まっております。今7件相談を受けております。そのうち4件許可を出しました。総額としまして、今のところ1,100万円の徴収猶予がかかっているという形になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 固定資産税の償却資産の関係、太陽光の関係なんですけれども、当然、太陽光の施設を所有しているのは、大きな会社があれば当然そういう対象になるということもあると思うんですけれども、これはどの程度対象を見込んでおられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 今回の固定資産税の特例に関しまして、制限がございまして、中小企業者等という形になっておりますので、中小企業者等というところのカテゴリーに行きますと、資本金の額または支出金の額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人ということになっております。その中でどれだけの償却資産の中に太陽光があるかということになりますと、こちらのほうでも把握ができてないという状況でございまして、そのあたりの捕捉は現在できておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 固定資産税につきましては30%の減収率、税の徴収猶予については20%以上減収ということでありまして。税の徴収猶予については、7件相談があつて4件認可ということでありましたが、どういう申請の仕方になるのか、どういうものが必要なのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 申請の方法につきましては、まず、こちらのほうに相談をしていただくと。それから、こちらのほうで聞き取りをしまして申請書を送らせていただくと。その中で必要な分につきましてご説明申し上げます。まずは、6月30日か納期限のいずれか遅い日までが提出期限となっておりますので、減収の状況を出していただくという形になっております。その中で、税目、各納期限の税額、向こう6か月の見込支出額、現金や猶予残高

が必要となりまして、これを申請書に書いていただいて提出していただくという形になっております。こちらのほうでそれを集計しまして、徴収猶予ができるかというところを精査しまして、徴収猶予ができるということであれば許可を出して、1年間の徴収猶予という形になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第56号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 二、三質問をしたいと思います。

まず初めに、今回、減額をする総額が理事者で81万8,000円になってるんですが、理事者2人の年収の何%になるかお聞きをしたいと思います。また、これを全額期末手当を減額した場合、年収の何%になるかお聞きをします。

同じく、教育長の減額が13万1,000円ということになってますが、年収の何%になるか。また、今回の期末手当全額を減額した場合、何%になるかということをお聞きします。

3点目は、今回の対策で窮地に立たされている業者や失業等をされた方々の状況を十分把握されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。どれぐらい収入が減額になっているのか。ある程度把握されているかお聞きします。

4点目は、自粛された町民の方々は、これは業者の方ですけど聞いてますと、3月から5月の間で売上げが70%から90%、場合によっては100%近く減額したと聞いてます。6月以降、自粛が解かれたとしても、この6か月以内、年末までの間には、なかなか100%までは回収しないと思います。特に事業の場合は、売上げが減った分が必ずしも年収ではなくて、これには経費も係ってますので、損益分岐点がゼロになるということはなかなか行かないと思います。そうすると、事業者の方の年収というのは、プラスではなしにマイナスになってしまうのではないかと思うんですが、その辺のことはどう理解をされているかお聞きをしたいと思います。

5番目に、このように非常に大変な立場におられる町民の方々がおられるということをお考えれば、一部の削減でなしに全額を返上して、町民に対する町長なり、理事者なり、教育長の本気度を示す気にはなられないかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 最初のご質問でございます。

まず、年収に対する今回の減額分が何%に当たるかということでしたが、年収での比率につきましては、現在、手持ちがございませんのでお答えすることができません。期末手当につきましては、本来の期末手当に対しまして、町長でありますと4割減、副町長が3割減、教育長が2割減ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 町内企業の状況でございますけれども、先ほど議員からございましたけれども、いろんなケースがございまして、例えば建物にそれぞれテナントとして入っておられるところ、それからそれぞれの企業においてもいろんなケースがございまして、にぎわい創生課と商工会のほうでそれぞれ訪問等を行いまして、聞き取り調査も実施しておるところでございます。様々なケースがございまして、一番多いところでありまして、建物全体が休業されたことから、4月の緊急事態宣言から休業というようなことになったところでは、全然売上げが入っていないような状況のところもあります。

大きな中小企業のほうで行きますと、工業関係のところでは10%から15%というところ

るもありますし、中には30%、それから50%というような企業もあるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の提案につきまして、もちろんコロナ対策の対応につきまして、それぞれ本気で取り組んでおるわけでありまして、この減額分につきましては、様々なことを考慮してこういった率で決定をさせていただいたところでありまして、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 給料に対しての減額率ですが、押しなべてでございますが、年間の収入が約1,100万円で計算しまして、約6%の減額という率に相当するものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そのことを具体的に調べてられないというのは非常に不審というたらおかしいですけど、真剣に考えていただいたのかなという気になります。私が調べた範囲では、予算書から見ますと、特別職の給料の合計は1,479万6,000円、それから同じく期末手当が569万7,000円、合計2,049万3,000円が理事者の方の年収です。教育長は、給与が604万8,000円、期末手当が232万9,000円、年収が837万7,000円になります。これで今申し上げた数字の比率を出しますと、今回の減額では理事者は4%にしかありません。教育長は1.6%です。これを今回の期末手当を全額削減をされますと、理事者のほうで11%台になります。それから教育長が8%です。先ほど栗林課長から説明がありましたように、非常に今回のことで影響を受けておられる業者の方や失業された方は、10%ぐらいの給料、収入が減ったという状態でないわけです。もっと厳しい状態におられるんです。町長は、本気で取り組んでいる、様々な要因があるということですけど、様々な要因とは何かお聞きをしたいと思います。今申し上げたとおり4%とか1.6%の削減で、本気度が本当にあると思っておられるのか、再度お聞きしたいことと。様々な要因とは何なのかお聞きをします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本気で取り組むということに変わりはありませんし、その思いでこの減額を提案させていただいております。

様々な要因とは、まさに様々な要因でありまして、総合的に判断したということでございます。

(発言する者あり)

○議長（梅原好範君） 暫時休憩に入ります。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 様々な要因とは、まさに様々な要因でありますけれども、あえて申しますなら、この後提案されます議員の皆様の報酬の削減が20%、これが100%の減額であれば、当然私も100%減額するわけでありまして、20%であるということ。

それから、減収の影響を受けておられる方は様々なわけでありまして、その中でどういった形がいいのか考慮した中で判断をさせてもらったということでありまして、また、近隣も含め、他の市町での取組のことなども参考にさせていただいて、その中で決定をさせていただいたということでありまして。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいんですが、今町長から議員が全額であれば私も全額ということをおっしゃったんですが、議員の立場と町長の立場では全く違うと思うんです。執行する側の町長の見解といいますか、思いというか考え方が出てくるんだと思うんです。今回、町長の場合は40%ということにされたんですが、亀岡市長の場合は50%と新聞報道されておりました。今日、南丹市は35%というのが出ておりましたけれども、全国では、滋賀県のほうで全額減額するという市町村もあるわけがございますけれども、どういうことで40%を基準にされたのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かに亀岡市においては50%、南丹市では30%の削減案ということで昨日可決がされたというふうにお聞きをしております。この40%に対して何らかの根拠というようなものがあるかというところではありませんで、皆さん方の20%の根拠も何か根拠があるというものではないというふうに私も考えるわけでありまして、そういう中で先ほどから言ってますが、様々な情勢を考えて一定の判断をさせていただいたということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第56号に対しまして、賛成の立場で討論をしたいと思えます。

ただ1点です。今回の減額は、私は不十分だと思います。緊急的な予算でもありますし、賛成せざるを得ませんということです。今後のことにつきまして、年末の期末手当かこれからの給料を10%減額して、少なくとも10%以上の減額になることを期待いたしまして、非常に断腸の思いで賛成といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

議案第56号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

これより質疑を受け付けます。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） まず1点目は、図書カードの配布の関係です。学習面で遅れが懸念されてるといふことと、学習支援の充実を図るといふことで図書カードが配布されると。大変喜ばしいことかといふふうに思うんですけども、図書カードの活用の方法について何か教育委員会のお考えがあるならお聞かせをいただきたいといふふうに思っております。後れを取

り戻すべく、小学校新1年生は入学式は行ったとしても、全く行ってないというような中で、今後、6月1日から再開ということに今なってるようでございますけども、夏休みとか冬休みの縮小等もお考えがあるというふうに思うんですけども、その辺のお考えについてお伺いをしておきたいと思います。

また、新1年生になられた方は2か月間全く行けてないというような中で、自宅での預かりというのが基本だというふうに思うんですけども、その中でも働かざるを得んという中で、学童に入れざるを得んというようなことになった家庭も多々あるというふうに思うんですけども、学童に対する入所者の推移というのが分かればお聞かせいただきたいのと。

それから、できればそういうことで要らんお金が要ったというようなこともありますので、そういったところに金銭的な補助をしていただけたらありがたかったかなという思いがあるんですけども、そういうお考えはなかったのかお伺いをしておきたいと思います。

持続化給付金ですけど、国の経産省がやってます5割以上というところ辺に引っかけからへん部分をカバーするというので、大変良い支援策を打ち出されたというふうに私も評価はしているんですけども、町では上限30万円で150事業所というふうに書いてあります。全ての事業所を支援給付金でカバーできるということになっているのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。また、良い支援策なので、こういった事業所への周知の方法等についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問ですけれども、子どもたち、4月、5月と長いこと休みをしておりましたけれども、間もなく学校再開ということで動いております。

そこで、この長い臨時休業の期間に伴いまして、学習面の遅れを取り戻すというようなことから含めまして、子どもたちに、今回、学習支援の一環として図書カードを配布してはどうかということでの対応でございまして、教育委員会といたしましては、子どもたちにこれから勉強していこうという気持ちを高めていく機会にしてほしいなというふうに思っております。町内にあります5つの図書室のほうからのお薦めの本というようなことも図書カードに付けて、子どもたちに紹介しながら自分たちで本を選んで頑張って読んでくださいよというようなメッセージを付けてやろうかなと思っておりますのと、併せまして、僕は、私は、ちょっと勉強が気になるので参考書を買いたいという場合には、もちろん参考書を買って自らの学習に役立てるということもあろうかと思っておりますので、学校を通じてそういった指導もしながら、図書カードを有効に使っていただけるように指導を含めてしながらやっていきたい

など思っております。

併せまして、子どもたちのことですが、今週につきましては、小学校で2回、中学校で2回、登校日を設けまして、いずれも午前中ですが、体を学校生活に準備をするというような意味合いで登校日を設けてきたところをごさしまして、いよいよ来週の6月1日から本格的に学校を再開していくということで動いております、6月1日からは給食をしながら学校生活を取り戻していくということで進んでいくことにしております。

そこで、先般も町内の校園長会議を開きまして、校長のほうに指示をさせていただきましたけれども、当面の間、子どもたちは長いこと休んで体も心もいろいろと変化が来しているだろうから、学校生活に適應できるように、しばらくはしっかり子どもたちの様子を、心のケアも含めまして見てやってほしいということを伝えてございます。ですから、6月いっぱいぐらいは、子どもたちのいろんな思いとか、気持ちとかをしっかりと学校のほうもキャッチをして対応しながら学習のほうに移行していくということで進んでいくように、丁寧な対応をしていくということで指示をしたところでございます。

併せまして、学習の遅れのこと随分学校現場のほうも気にはしているところでございます、いろんな手法で取組はしてきましたけれども、今回、教育委員会ほうといたしましても、夏休みの期間を短縮して学習の時間を回復していこうということで固めておるところでございます、1学期の終業式は7月31日、2学期の始業式は8月18日からということで、いずれも例年とは違う夏休みを少なくした形で対応することとしております。ただ、夏の暑いときと重なりますので、この対応については慎重に考えていかなければならないかなというふうに思っております、子どもたち、児童生徒の体力面、健康面をしっかりと把握しながら適切な対応をしていけるように、学校現場と十分連携をとって進めていきたいなというふうに今のところ考えているところでございます。

学童の関係につきましては、次長のほうから申し上げることとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 学童保育の関係でございます。臨時休業が始まりましたのが3月3日からでございます、2月末の登録者数、学童保育の児童数ですが、106名でございます。それから、3月になりまして92名、それから、4月になりまして83名というふうに推移をしておるところでございます。放課後児童クラブにおきましても、第一に児童の健康、安全を守るという観点から、自宅での保育を可能な限りご協力をお願いしておったところでございます、そういったご協力をいただいて、一定、休部等の手続を取って

いただいたということでもあります。

教育長からもお答えをさせていただきましたけれども、6月にも校舎長会がございますので、この後もしご議決をいただきましたら、その中で一定使い方等に関して指導を入れていただくようお願いした上で、町立小中学校に関しましては、小中学校から児童生徒を指導をした上で、お渡しをさせていただくと。使用方法に関しましては、図書カードでございますので、本屋さんのほうで。今教育長が申したとおり、良ければという形で図書室からお薦めの本ということを今選定もいただいております。それと、ドリルとか、学習系の参考書とかもご使用いただけます。それと、町のメッセージということで、町から子どもたちへの元気づけるようなメッセージ。それから、できれば読書の大切さという形が伝わるような文言も入れてお渡しをさせていただきたいなというふうに思っております。

広報的なことに関しましては、これまで2月28日以降、10回を超える校舎長会をさせていただきまして、都度都度こちらの情報をお渡しし、それぞれホームページから発信いただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、対象の事業者でございますけれども、小規模事業者等支援給付金の事業者につきましては経済センサス、総務省のリーサスのほうから本町の事業者の数を算出をしておるところでございます。

また、緊急性を要する事業でございますので、周知につきましては、今現在も国の事業等を紹介もさせていただいておりますけれども、町のホームページ、また、町で作っております産業ネットワーク、それから、商工会を通じまして会員への周知、それと、ケーブルテレビを活用した告知放送を利用いたしまして、広く町民の皆さんに周知を図りたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

西山君。

○8番（西山芳明君） スーパープレミアム商品券事業について、2点お尋ねをしたいと思います。

先ほど説明の中で金額、あるいはプレミアムの率等については説明をいただいたんですが、まず1点目は、説明の中で店舗を中心というようなイメージで受け取れたんですけども、プレミアム商品券の取扱いをする事業者について特に限定をされるのか。あるいは、以前の

プレミアム商品券発行のときのように登録をしていただいて、小売関係だけではなく、例えば建設とか、建築とか、そういった関係の業種も含めた取扱いを考えておられるのかお伺いしたいと思います。

それから、これから商工会とも打合せがあると思うんですけども、具体的な取組スケジュールが分かっておればお尋ねをしたいということでございます。

以上、2点質問したいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） スーパープレミアム商品券事業でございますけれども、現在、商工会とも打合せは進めさせていただいております。本日の補正の議案がご議決いただきましたら、即座に進めてまいりたいというように考えておりました、以前ございましたプレミアム商品券と同じように、それぞれの事業者の募集を図って行って、その中で全ての事業者、町内事業者ですけれども、登録をいただける方につきましては対象となるということでございます。

今後の具体的な予定でございますけれども、早ければ本日、議決後、速やかにホームページ等を活用しまして周知を図っていくというようなことを考えております。

それから、以前の反省点を踏まえまして、商品券の購入に当たりましては、抽せん方法を採用しようと考えているところでございます。抽せんの受付を6月1日（月曜日）からできるように取り組んでいきたいというように考えておりますので、併せてその辺の情報も速やかに商工会のホームページ、町のホームページ、それから募集チラシのほうも新聞折り込み等で行っていくと同時に、告知放送等も活用させていただきたいと考えているところでございます。

実際の抽せんにつきましては、今現在、検討中ではございますけれども、6月の中旬ぐらいに抽せん券の抽せんを行いまして、その後、当選された方に証明書を送らせていただいて、実際の引換えにつきましては、7月1日から実施できるような形で進めていければというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 先ほども質問ありましたが、商工費の関係で小規模事業者の支援事業であります、やはり一日も早く申請を受け付けるということが大事かと思うので、いつから受付というのは考えておられるのかどうかお伺いしたいのと。

それと、先ほど図書カードの配布の件でありまして、図書室を通じて本を薦めたり、また、

学校のほうでもそういうふうに指導をするということではありますが、本を購入するのに本町には本屋が限られております。しかし、こういうときでありますので、できるだけ本町の本屋を利用するということが大事であろうかと思うんですけど、その点はどのように考えておられるのか。お薦めの本であれば注文をするということにもなるかと思えます。その点の考え方を伺いたいのと。

それと、もう1つ、給食の関係なんですけど、お米、野菜等給食の材料を、地産地消ということで地元産を活用もしてたと思うんですけど、今回のコロナの件で給食が休みになったことによって、町内の予定されてた農業従事者への影響というのはどのぐらいの金額が影響されているのか。それと、それに関する補償というのをどのように考えておられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、小規模事業者等支援給付金でございますけれども、本日、議決をいただきましたら、即座に所定の事務を進めさせていただきますして、6月1日から受付ができるような形で進めさせていただきますと考えているところでございます。今の教育委員会への質問の中で、農業者の方につきましても、国の持続化給付金、また、小規模事業者等支援給付金等も活用いただけますので、その辺のところも併せて報告させていただきますというように思います。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 図書カードの使用の本屋等に関してですけれども、常から図書室なり学校図書に関しまして、町内の本屋を利用をさせていただいております。今回につきましてもそういった形で、どこという形ではないですけれども、図書カードの購入の時点から連携はさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、今にもにぎわい創生課長からも答弁がございましたけれども、町内の事業者に関しましては、広くは準備をしていただいていたかとは思いますが、本当にご理解をいただきまして対応をしていただいたというところでもあります。1つは、臨時休業が3月3日（火曜日）からということとさせていただきますして、3月2日（月曜日）は、給食を実施させていただきました。その辺のところにつきましても、給食の関係もございまして、キャンセルをさせていただいたのが2月28日（金曜日）だったかと思うんですけども、直ちにそういった対応もさせていただいたり、あと、それぞれこれまで4度臨時休業の延長をさせていただいたんですけども、ある意味判断の基準となりますのが、給食をいつから始められるかということを経験として今まで延長を繰り返してきておりまして、そういった食品ロス

なりキャンセルが生じないような形を常から考えておったと。ただ、今後につきましては、急な臨時休業等も考えられますので、そういった場合に地元の業者を中心にご迷惑をおかけする場合には、一定補償は必要になってくるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） プレミアム商品券についてですが、ここに商品券限定商品などを掲載するお買い物ガイドブックということで補足説明がされているわけでありますが、この商品券限定商品というのはどういうことなのかお聞きをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回のプレミアム商品券の事業につきましては、登録いただきます事業者にも地元での消費喚起を進めるという点で、本日お配りをしました追加の資料にも中ほどに書かせていただいておりますけれども、プレミアム商品券お買い物ガイドブックということで、それぞれの事業者の目玉商品であったりとか、お得な商品というものを報告いただいて、取りまとめてガイドブックとして商品券と一緒にお渡しをしていこうということで、併せまして、今町のほうでやっております、テイクアウト商品のガイドブックも作成をしていこうということで、これにつきましても、事業者、取扱店舗向けの説明会を6月の早い段階で開催をいたしまして、一定そういった取組を行いますので、情報提供をいただくようなことを考えているところであります。町内の取扱店舗でも、こういったお得なものもございますということも事業者のほうも積極的に考えていただいて、ご提案をいただけたらということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 4ページの小規模事業者等支援事業の対象者であります。前年同期と比較しまして、30%以上50%未満の範囲で減少している町内の中小企業者としておりますが、昨年の6月以降に事業展開開始された事業主については、収入の比較をすることができないわけですが、これも対象となるのかどうかお聞きをいたします。

2点目は、スーパープレミアム商品券の購入限度額、1人当たり10万円という上限が設けられておりますが、世帯での購入限度額は設定をしないのかということが2点目であります。

3点目は、販売方法であります。今日もらった追加資料では、抽せん方式と地域ごとの出張販売等を検討するということでもあります。先ほどの答弁では、抽せん方式が6月1日からということではありますが、抽せんの方法ですね。はがきなのか、電話なのか、専用の用紙があるのかどうか。それと出張販売等を行う場合は、どのような地域で出張販売をするのか。具体的な方法についてお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、小規模事業者等への給付金でございますけれども、考え方につきましては、国の持続化給付金の考え方と同様の考え方をしておりまして、新たに年度途中で新設された方も対象となるようにしておるところでございます。

それから、1世帯での制限を設けなかったのはなぜかということでございますけれども、1人当たりの上限を定めまして、できるだけ多くの方にも活用いただくところではございますけれども、消費の喚起、事業者を助けていこうという狙いがございますので、利用される方をメインとした形で今回発券をさせていただくところがございます。

それから、出張販売等の方法なんですけれども、今現在まだ検討中ではございますけれども、高齢の方も町内には多くおられるということで、今回につきましては、各それぞれの地域のブロック単位ぐらいでプレミアム商品券の応募を受け付ける窓口を設けていこうというように考えているところがございます。

応募の方法でございますけれども、チラシを配布させていただきまして、応募用紙の部分を切り取って出していただくような形をとろうかということでは現在進めさせていただいております。その応募用紙に購入希望金額、住所、氏名等を書いていただいて、今現在考えておりますのは、商工会の各支所、本所、それから町の支所、本庁で受付をするということを考えております。

抽せん方法ですけれども、重複しないように抽せんをしていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 小規模事業者の持続の支援事業であります。国の持続化給付金の第1次補正では、今年1月から起業された方については対象にならないということになっておりましたが、第2次補正では、対象にするということになってますので、その辺の国の基準も取り入れて対象としていただきたいというふうに思っているところであります。

それと、スーパープレミアム商品券の販売であります。抽せん方式ということで、まず

全員が10万円を購入希望された場合は、3,000人ということになりまして、それが超えるということはないとは思いますが、あった場合に、国の第2次補正では地域創生特別交付金で2兆円を手当てするということになってますので、その辺も使って抽せんに漏れた方を何とか救済できないか。その辺のことにつきましてお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 抽せんでは漏れた方の対応ですけれども、まず抽せん方法を何で選んだかということをございますが、前回の反省なり今のコロナウイルス感染症予防対策の関係で、どうしても多くの方が集中して並ばれますので、それを防いでいくという点でも抽せんがふさわしいのではないかと考えていただこうかと思っているところでございます。

今議員からもございましたけれども、国のほうもまた第2次補正予算の閣議決定がされて、議論されていくというようなことで伺っているところでございまして、またその辺のところは今後の国の動向、本町にどれだけの交付金が交付されるのかというようなことも考えながら検討をしていきたいと思っているところです。

先ほどもありましたように、第2次補正の持続化給付金につきましては、それ以前のものも対象になるということもございまして、その辺のところはしっかりと多くの町内の事業者の方が活用できるような仕組みにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） スーパープレミアム商品券の取扱店舗につきましては、今日頂いた資料の中にも町内の事業者を対象に募集するというようになっておりますが、商工会の会員は当然応募されると思うんですが、商工会の会員以外の事業者も漏れのないように募集されますことを要望しておきます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私も3つほど質問したいと思えます。

まず初めに、韓国で第2波の感染が始まりつつあるということですし、九州では、第2波の感染が生じる懸念が十二分にあるというようにされてます。そういうことを考えますと、今回の補正予算の中に第2波の感染に対する予算がないのが何でなのかということをお聞きしたい。

特にお聞きしたいのは、京丹波町立病院の体制が、特に発熱患者の受入体制がちゃんとできているのかどうか。今回の件で問題になりましたのは、一般の病院で発熱だということ

受け付けたら、コロナの患者だったというようなことで、それが原因でコロナが拡大したというようなことが問われています。ですので、少なくとも発熱患者の受入れの体制だけはちゃんと整えておくということと。

それから、治療に従事していただく医者とか、看護師とか、事務職員の方の安全対策ですね。専用のマスクとか、ガウンとか、フェースシールドとかが十分に用意されているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

2点目は、3ページの財政調整基金の残高ですけれども、今回の分を執行した後、幾ら残るのかということ。当然のことですけれど、平成30年3月に出されてます財政見通しによりますと、令和9年度の財政調整基金の残高は4億4,700万円になるので、ここから今回の分がまた引きますし、今後、第2、第3のことが起きたり、またそれ以外にも過去にありました和知の一部の台風等の災害を考えますと、財政調整基金は非常に心もとないと思うんですが、その辺の残高と見通しをお聞きしたいと思います。

3点目は、プレミアム商品券ですけれども、私は一番疑問に思いましたのは、プレミアム額が30%ということで非常に有利な商品券ですけれども、実際、この恩恵を被るのはどの辺の層の人なのかということをお聞きしたい。その原因は、1つは、今回、コロナ対策で非常に窮地に立たされてる町民の方々、特に事業者の方では、30年も続いた事業を廃業せなあかんとここまで考えておられる方が、3割有利やさかい今度の給付金10万円で、10万円でも蓄えがあったらよろしいんですけど、買う気になられるのかどうかということをも1つ。

もう1つは、今回のコロナ治療には、大体50万円前後費用が必要だったということです。既に第2波の発生を危惧されてる状況です。こんな中で、生活にゆとりのある人は別ですけど、商品券買わずにそのために貯蓄に回すということになるのではないかと。こういう方を引いていきますと、結果的には、この割増しの商品券の恩恵を受けるのは、今回の新型コロナウイルスの影響の少ない公務員や日常生活に余裕のある町民ではないかと思えます。全体の予算が今回の補正では1億6,900万円ですけれども、このうち商品券の部分で1億円ということになって、事業費全体の59.2%になります。この部分が今申し上げたように、本当に困ってる方のところに行かずに、ある意味では、今回あまり関係のない公務員の方、町長はじめ町職員の方、もちろん私も議員もそうですが、裕福な方が恩恵を被るのであって、本来の目的からは離れていると思うんですが、その点この予算編成に当たって、町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、病院の関係をお聞きですけども、担当課長がおりませんので、また後で詳しくは説明させますが、私が承知しておる範囲でお答えさせていただきますと、京丹波町病院では、駐車場の一面にテントを置いて、発熱外来を設けて、発熱外来に入るのは医師1人のみということで、あと車と発熱外来だけを往復してもらうということで徹底をしておりました。この発熱外来の設置については、医師会や保健所からも設置をしてもらう希望があったというふうに聞いております。そうでないと、この辺で発熱した人全員が中部医療センターに行きますので、とても回らないということになりますので、非常に京丹波町の取組というのは保健所からも高い評価を頂いたというふうに聞いておるところであります。テントでやっておりました。

医療系の防護品でありますけども、これについては、詳しくは承知をしておりませんが、特に不足したというようなことは聞いていないところであります。

最後のプレミアム商品券は、今から注文をしてもらうわけで、どの辺の人になるかというのは良く分からないわけでありまして、もちろんプレミアム商品券自体は使うという面と、それから事業者として活用をしてもらうという両方の側面がありますので、そういう意味で、地域の経済の活性化なりコロナ対策として消費が落ち込んでる部分の喚起につながるということになります。1万円から買えるわけでありまして、広く町民の皆さんに活用いただくような方法がとれるのではないかと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 財政調整基金の繰入金の関係ですけども、令和2年度の繰入額、今回、7,673万6,000円を加えて、4億4,000万円程度の繰入れの予算となっております。こういった緊急事態、コロナウイルスの対策にいち早く的確に対応するという部分での財源としての財政調整基金ということもございますので、有効に、スピード感を持った基金の活用ということでご理解をいただきたいと思っております。

また、令和元年度の決算による令和2年度の内容も幾分変わってくる部分もございまして、常にこういった事態に即応できるように、基金のほうについても財政健全化をしながら保有を図っていききたいということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、1点目に聞いた病院の体制が既にできてるというのは非常にいいことだと思います。私がちょっと早かったのか、4月17日か18日に行ったときは、まだそれができてませんでして、お見舞いの制限とかそんなことはしているということでおつ

しゃってたのでお聞きしたいんです。既にそういうことができてるということは非常に喜ばしいことですし、ぜひ第2波に対して、これは堅持していただくようお願いをします。もしも必要であれば、補正を組んでいただいております。

2番目に聞いた基金は、残高を聞いたんですけど、7,600万円を実行した後、財政調整基金の残高が幾らになるのか。今後、その分を引くと、一番少なくなる令和9年度の4億4,700万円から7,600万円を引きますと、3億7,000万円ぐらいしかならない。そうすると、二、三年前にあった台風で和知の災害が起きたときには、7億円弱の資金を財政調整基金から繰り出したんですけども、その半分にも満たないようになるわけですけど、これで財政運営は大丈夫なのかどうか、もう一度お聞きをしておきたいと思っております。

それから、商品券の30%というのは高額だと思うんですけど、かなりの市町村でやっておられるんですが、30%というのはちょっと異例ではないかと思うんです。いつもおっしゃるのは、他の自治体の事例に従いましてとあるんですが、ほとんどのところが30%のプレミアムを付けた商品券を発行しているのかどうかを聞きたい。

町長がおっしゃったように、このことによって極端に言えば、130円のものが100円で買えるということで、購入する人が有利になることは良く分かるんですが、商品券を使っていたとしても、先ほども言ってましたように、売上げにしかならないです。売上げというのは、実際の収入は損益分岐点とありまして、例えば100円のもの損益分岐点が80円だったら、80円以上の売上げにならないと20%の利益は上がらないということなんです。だから、使っていた方にはマイナスにはなりません。プラスにはなりますけど、あまりメリットがないと思うんです。そういう意味では、このプレミアムの数値を20%とか15%にして、その分を本当に困っておられる人に支給できる方法を考えるべきだと思うんですが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 損益分岐点の話は私はよく分かりませんが、私が分かりますのは、所得といいますか利益というのは売上げのないところからは1円も発生しないと思っておりますので、売上げが発生することは所得につながるというふうに考えておるところでありまして、3割付けるということで、地域の経済の活性化に寄与していきたいと考えて設定をしたところでございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 財政調整基金ですけれども、令和2年度末の現在高の見込額は約11億円を想定いたしております。令和9年度につきましては、当然、シミュレーショ

ン上から言いますと、今回補正の分が減るわけでございますから、議員ご指摘のと通りの数字ということですが、そうならないように日々健全化に努めまして、少しでも繰入れを抑える財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 商品券の関係でございますけれども、他の市町村等でも取組はなされておりますけれども、全てのところが30%ということにはなっていないところでございます。手元に他の市町村の状況の資料がございませんのでお答えはできませんけれども、それぞれの町によって、また地域によっての取組とされているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、町長に確認をしておきたいんですけど、売上げがあれば利益になるということではないんですよ。というのは、原価というものがありますので、原価とか、減価償却とか、そういういろんなものがありますので、先ほど申し上げたとおり、売上げが100万円あったとしても、損益分岐点、いわゆる経費の部分が80%であれば20万円の利益になります。ところが、売上げが50万円しかなかったら、赤字になって利益はなくなるんです。売上げがあるさかい利益が上がるという感覚は、これは複式簿記では通用しない話ですので、再確認をしておいてほしいと思います。

もう1点、30%の資料がないということですが、いつも他自治体の事例を参考にしてというようにおっしゃってるんですけど、今回は他自治体の事例は検討されなかったんですか。何で都合のいいときには都合の良い答弁になるのか。ちょっと疑問に思うんですけど、なぜされなかったのかということをお聞きをしておきたいと思います。

それと、先ほどから申し上げてるとおり、本当に困ってる人のところへ行くのかと。これは、極端に言えば、公務員や日常生活に余裕のある町民の人に行くのではないかと。そういう懸念がないかどうか、町長でも課長でも結構ですし、お答えいただけたらありがたいです。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 損益分岐点がどうか分かりませんが、売上げがゼロであれば、固定費だけが要って赤字になるのは明らかですので、売上げが少しでもあるところと売上げが全くないところ、どちらが利益につながるかは明白であるというふうに考えております。

最後のご質問につきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回のプレミアム商品券でございますけれども、今の経済状況、町内の事業者の状況等も見まして、過去にも30%で大幅なプレミアム付きの商品券の発行があったわけではございますけれども、そういった状況等も見まして、やはり町内での消費喚起を高めて、町内の事業者をお助けをするというようなことを考えて、必要であろうということで30%のプレミアム部分を検討させていただいたところでございます。このプレミアム部分につきましては、町の財源として執行していくということになっております。今回、特にですけれども、事業者のほうの要望で、先ほども言いましたけれども、事業者のほうもいろんなそれぞれのお店の目玉商品なりセール商品等を出していただいて、町内での消費喚起を高めていくような仕組みをして、既にもう始まっている定額給付金等も活用をいただく中で、町内での消費を高めていただければと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私も何点か伺っておきたいと思うんです。

初めに、先ほど町長は病院の発熱外来のテントの件を駐車場と言われましたけれども、駐車場ではありませんので。そこは住民の方もケーブルテレビを見ているので、どうなのかということになるので、病院の敷地内にテントが建っておりますので、それはしっかり確認をお願いしておきたいというふうに思います。

1点目は、小規模事業者の支援事業の関係なんですけれども、頂いた資料では、150の事業所ということで、経済センサスや総務省のリーサスからその根拠を出したということなんですけれども、ここに含まれない業者の方も当然あると思うんです。個人で建築業をされている方、そういう方もあるわけなので、今ここにある数字を足しますと150事業所になりますので、全てが30%か50%内ということではなしに、50%以上のところも当然この中にもあると思いますので、そういう面で言うと、町内の対象となる業者、事業所、個人の事業者が小規模事業等支援給付金が受け取れるというように、やっぱり1人も落ちこぼれのないようにするということが非常に給付金の趣旨から言っても必要だと思うわけでございます。今、国の持続化給付金と同じ考え方ということになっておりましたが、事業の具体的なイメージも書いてありますので、事業者の方がこの内容に基づいて申請をされるということになると思うんですけれども、どうしたらいいんだとか記入の方法というのも当然あるわけでございますけれども、その相談はにぎわい創生課や支所がやるというようなことになるのかどうか。実際、国の持続化給付金は、電子申請ということになってますので、非常に高齢の方は困っ

ておられるということもあるわけです。そういう面では、親切、丁寧に、できるだけ落ちこぼれがないように、対象となる人は全てこの給付金がもらえるということが大事だと思うんですけども、その点を伺っておきたいと思います。

その徹底の関係でございますけども、ケーブルテレビとかチラシということもございました。インターネットやホームページを見られない方もありますので、しっかりそういう事業者にその内容が伝わるような取組も必要だと思いますので、その点についても申し上げておきたいと思います。

それから、プレミアム商品券の関係なんですが。

○議長（梅原好範君） 山田議員、簡潔な質問をお願いします。

○12番（山田 均君） はい。

先ほど来いろいろ出ておりますが、これまでの経過からすると、どうしても食料品とかが多かったわけでございます。今回、目玉商品とかセール商品を買物ガイドブックに載せるということなんですけども、そういうところへ消費意欲が向くような何か考え方はあるのかどうか、伺っておきたいと思います。

それから、使用期限というのは、大体いつまでを想定されているのかという点をお尋ねしておきたいと思います。

それから、災害対策の関係で、町内の避難所等にマスク、手袋、消毒液、体温計、屋内のパーティションの予防物品の配備となっておりますが、町内にあります避難所というのは何か所か。それぞれ集落ごとにあるんですけども、そういうことなのか。主立った旧村の地域ということなのか。何か所を想定されているのかということと。

当然、予防の物品ですので、保管庫とかそういうものは配備をするという考え方なのか。

特にこれまでの災害と同時にコロナの関係では、消毒液とか、防護服とか、そういうものも必要になるというふうに思いますし、また、段ボールなどのベッドというものも必要になってくるのではないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか伺っておきたいと思います。

教育関係で、マスクや手袋の関係で医師用ということになっておりまして、学校給食の関係は消毒液となっておりますけども、児童生徒に対するマスクというのは配布する考えはないのかどうかということが1点です。

それから、先ほど来、出ております図書カードの関係ですが、図書室から紹介ということもございましたが、一覧表などを作って、やっぱり親にもしっかり見ていただいたりして、一緒に購入するとか、低学年もありますので、そういうような取組も必要だと思うので、そ

の辺、父兄の方に徹底はどういうように考えておられるのか、併せて伺っておきます。

幼稚園の関係なんですが、園児用のマスク、手や指の消毒液ということになっておりますが、学童保育とか保育所へは確保の必要はないのかどうか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 小規模事業者の給付金の関係でございますけれども、算出根拠というところで、本日お渡ししたところに事業所の数150ということで計上させていただいておるところでございます。これにつきましては、予算の算出を行う中で、それぞれの事業者の把握できる資料から算出をし、150で予算計上をさせていただいておるところです。今後、それぞれ該当する事業者等の数によりまして予算額、また、上限の30万円に満たない方もあろうかというように思いますので、その辺のところは申請の状況等を見ながら対応をしていきたいと考えているところでございます。

また、事業の周知の方法等ですけれども、本日、議決後、広報のお知らせ版の特別号につきましても周知をいたしますし、先ほど来申し上げておりますけれども、ケーブルテレビの告知放送、産業ネットワークでの周知、商工会からの周知、町ホームページでの周知ということで、いろんな広報媒体を活用して各町内の事業者にお知らせをさせていただきたいと思っております。

それから、商品券の関係で、まず使用期限でございますが、実際の運用につきましては、商工会にお願いをしていくということで、ご検討をいただいておりますけれども、本年の12月末までの使用期限で行こうということで相談をしているところでございます。議決後、速やかに決定をさせていただいて、周知を図っていきたく思っております。

また、以前の経験でいくと、食料品とかに流れるというようなことだったんですけれども、そういった状況も踏まえながら、今回のプレミアム商品券につきましては、ガイドブックを作成して、それ以外の部分についてもしっかりとご購入いただけるような取組、それと、町内で今やられておりますテイクアウト商品の紹介なりそういったものをしていく。飲食業の部分もお助けをするということで、テイクアウト商品のガイドブックも併せて商品券と一緒にお渡しをするという今までの取組とは少し違った取組をしていくということで、消費喚起を進めるために考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 避難所の箇所数でございますが、1次避難所といたしましては9

0か所を予定しております。2次避難所が25か所、合わせまして115か所の避難所に対してマスクですとか指手の消毒液、また施設の消毒液、手袋、体温計につきまして配置する予定をしております。それに加えて、タイベックスーツ、いわゆる防護服につきましても、数量100ということで購入予定をしておりますし、また、ビニールシートですとか拭き掃除をするための除菌シート、そういった消耗品も購入する予定としております。

それと、保管する場所でございますが、現在、竹野小学校の前に町有施設がございます。そちらのほうなり、あと、新庁舎敷地内に完成しております倉庫内に保管する予定としております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 1つ目ですけれども、学校へのマスクの配置ということですが、臨時休業時に、卒業式なり、入学式なり、始業式なりをさせていただきまして、その時点で、基本的にはマスク着用してきてくださいという指導を入れさせていただいたところでもあります。ただ、マスクの準備が難しい時期でございましたので、全児童生徒数のマスクを学校で用意していただいております。今現在につきましても、基本的には個人的にマスクを準備していただいて、忘れたり、また準備ができなかった方に対しての備蓄という形で各学校には配置をさせていただいております。

幼稚園に関しましても、同様の形で対応をさせていただいております。

小中学校、児童生徒に関しましては、国からの布マスクが4月の中旬ぐらいに届きまして、4月16日、17日がちょうど登校日でありましたので、既に1枚に関しては全児童生徒に渡っておるということでございます。

図書カードの関係でございますけれども、今、お薦め図書という形で選んでいただいておりますのが各年代層、低学年、中学年、高学年、それから中学生という形になろうかと思っておりますけれども、その一覧表を作成していただこうと考えております。家庭での学習ということでありますので、保護者の方と相談いただきながら購入をしていただくような体制をとらせていただきたいなと思っております。

学童保育のマスク等の配置に関しましても、同様の形で、基本的には個人で用意をしていただく。忘れた方に関しましては、備蓄のものを使用していただくという形でございます。保育所のほうは、課長が後ほどの出席になろうかと思っておりますけれども、幼稚園と同様の形で対応をしていくというふうなことも聞いております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 質疑の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。

議員の皆さん、執行部の皆さんには、長時間にわたりますことをおわび申し上げます。

再開は20分からとします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き質疑を受け付けます。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、先ほど来いろいろ質疑が行われている京丹波町スーパープレミアム商品券の事業ですが、1億円を投入して実施しようということです。歳入で地方創生臨時交付金が京丹波町の場合は1億645万2,000円ということで、さきの臨時会で1,490万円は支出しておりますので、残り9,155万2,000円が国から受けた臨時交付金なんですけども、それを上回る1億円という金額でプレミアム商品券を発行しようということなんですけども、一番重きを置かれた今回の交付金の使い道です。その辺の町長としての考え方は、もちろん地域経済の活性化という問題もあろうかと思えますけども、住民の暮らしの上で、本当にいろいろ業者の皆さんも含めて厳しい状況の中で、あえてここに大きく投入をしたという考え方を1点伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） これももう3回目ぐらいの答弁になりますけども、地域の経済の活性化とコロナウイルスによって影響を受けておられる事業者の方に町民の方が少しでもプレミアム商品券を使うことによって、町内で消費をしていただくということを喚起することを目的にやったものでございます。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） その目的が十分達成できたかどうかという検証も当然せんなんと思えますが、商品券が12月末までということでしたので、コロナ対策というのは、今後もなくならないということではないということで、引き続きいろいろな取組もせんなんということも当然あろうかと思えますけども、そういう面では、その時点で実際に町長が言われたような目的をしっかりと達成できたかどうか検証をすべきだと思うんですけども、その点につ

いてもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事業を実施したことによる効果等の検証というのは、この事業に限らず、全ての事業で行うべきというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） プレミアム商品券の件ですが、テイクアウトのガイドブックを作るということでもあります。プレミアム30%ということですが、今、一番困っている事業者というたら飲食店関係と思うんですけども、例えば亀岡などが行っているテイクアウト商品に1,000円のクーポン券を付けるとか、それを全戸に配布するとか、そういうのも一番困っているところに支援をするというところでは適切な事業かと思うんですけど、そういうことは考えにはなかったんですか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 飲食店の関係でございますけれども、今現在、町内の飲食業者でテイクアウト事業に参加いただいておりますのは17事業者でございます。今回の商品券では、テイクアウト京丹波ガイドブックを作成しまして、広く町民の皆さんにPRもしていこう。また、活用もいただこうということで検討をしております。ただいま議員からありましたクーポン券等の関係についても、検討はしたんですけども、今回はプレミアム商品券の中で、こうしたガイドブックを作成しながら飲食業の皆さん町民の皆さんに広く周知をしていこうという形をとったところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 7番議員、鈴木利明でございます。

議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の討論を行います。

本案は、新型コロナウイルス対策が中心となる補正であります。その柱となるのは、1つには、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業6,000万円、2つには、京丹波町スーパープレミアム商品券事業1億円、3つ目には、災害対策事業597万4,000円、さらには、家庭学習支援事業277万円などです。中でも、先ほど来、討議が集中しておりました30%プレミアム商品券の発行は、外出の自粛や休業の要請等による売上げの減少などの厳しい状況を踏まえて、町内の消費の喚起や地域経済の活性化を図る極めて有効な政策事案であると考えております。

併せて、重要なことは、希望者に公平に商品券が行き渡るという配慮を重視した対応を特にお願いをいたしておきます。

他方、1人10万円を支給する特別定額給付金に対応するために、早々に京丹波町特別定額給付金等対策室を立ち上げ、5月12日には全体の95%に当たる申請書が町民の皆さんの各人に郵送されました。これらの結果、5月27日には、2回目の給付金の振込が実行されております。口座振込額は10億3,000万円を超え、これは予算額対比74.4%となっております。さらに、6月4日には、3回目の給付金振込が予定されておりますが、私は、ほぼ終息の域に入ったとさえ思っております。

京都市は、個人への郵送発送は6月10日頃という情報を先般承知しました。一方、オンラインによる申請は、入力ミスが全国的に多発し、混乱を呈しております。

このような状況の中にあつて、本町の迅速にして的確な、しかも真摯な取組を高く評価するものであります。担当いただく山森参事をはじめ、多くの皆様のご苦勞に感謝申し上げます。次第でございます。

ご案内のとおり、政府は、5月25日、緊急事態宣言を全面的に解除しました。今後は、感染防止を徹底しながら経済活動を徐々に再開していくことが重要であろうかと思っております。

本町からは1人たりとも感染者を出さないという信念の下に、今後も、引き続き、町民みんなが一丸となってこの病魔にしっかりと対していこう、このことを強く申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、今回提出されております議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場から討論を行います。

政府は、21日、京都府の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を解除、

これを受けて22日、京丹波町の対策本部会議が開かれ、町の対応が打ち出されました。25日には、新型コロナウイルスの流行は下火になったとして、緊急事態宣言が全国で解除されました。

しかし、感染拡大の波が一旦下火になったとしても、次の感染の波がいつどのように起きるのか予断を許しません。医療と介護、子どもの安全と教育、中小業者の経営・雇用、学生の就学など、今、行政に求められるのは、感染拡大を防止して住民の命を守ること。同時に、暮らしと営業に対する支援と保障をしっかりと行うことでもあります。事業所の休業自粛がされる一方、その実行を裏付ける保障ということで国の経済対策特別定額給付金や持続化給付金など実施されました。それでも不十分であり、充実を求める大きな世論の力の下、政府は、第2次補正予算で医療提供体制の拡充や中小企業支援など閣議決定をいたしました。

本町の今回の補正予算では、国の持続化給付金の対象から外れた30%から50%売上げが減少している中小業者に対する給付金やスーパープレミアム商品券、避難所に対するマスク、消毒液などの予防に必要な物品、小中学生に対する図書カードの配布などが支援メニューとして予算化されました。

今回の補正予算は、苦境に立つ中小業者に一刻も早く現金を渡すという趣旨からも、手続に必要な書類は徹底的に簡素化し、柔軟な対応が求められます。また、行政からのきめ細やかな制度の周知が必要であり、求めるものであります。

事業所の休業自粛、家庭での感染対策や子どもたちの学校の休校などで、毎日の生活費の負担も増えております。新型コロナウイルス感染症が住民生活に大きな影響をもたらしております。水道料金の減免などの生活支援や各事業所の意向調査を行い、介護事業所の支援、町税の減免についても、町民からの相談に応じ積極的な対応など望まれております。

第2次補正予算、あるいはまた計画しておりましたイベントの中止によって減額となる予算も活用し、引き続き収束まで随時適時に必要な補正予算を組んで、町民の生活となりわいを守るために、町民の意見も取り入れて力を尽くしていただくことを求めまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

議案第57号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第8、発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） 発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由説明を申し上げます。

本年1月から2月にかけて海外から国内に入り、今も感染が継続している新型コロナウイルス感染症について、4月7日、7都道府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には対象地域を全都道府県に拡大し、中でも、京都府を含む13都道府県は、特定警戒都道府県として位置付けられ、日常の生活においてステイホームを行い、不要不急の外出を控え、学校等の休校、イベント等の自粛、テレワークの推進などで大きく変化しました。

その後、近畿地方では、5月21日に京都府、大阪府及び兵庫県の2府1県が解除されるに至り、5月25日には全国での宣言解除がされました。

この約2か月の間において、私たちの生活は自粛要請により、ウイルス感染の防止、そして医療崩壊を防ぐために、これまでにない日常生活が営まれ、その結果、5月下旬に自粛要請の緩和がなされたわけです。

しかし、自粛要請の緩和イコール終息ではありません。今回の緊急事態宣言の解除により、明らかにステージが変わり、これまでのステイホームから一歩踏み出した、あくまでも不要不急の都道府県をまたぐような移動の回避、3密の回避、新しい生活様式の定着等、感染予防対策を意識した行動が今後求められていきます。

また、こうした状況の中で、各方面での再開に当たり、教育現場、医療機関、福祉施設をはじめ経済面や商工業においても、時間の経過とともにいろいろな影響が出ています。

本町も再開に向けていろいろな支援の取組が進められています。また、本町議会でも、3月18日には、新型コロナウイルス感染症対策での迅速かつ総合的な取組を求める決議を行い、5月1日には、新型コロナウイルス感染症への最大限の対策、取組強化を求める決議が

行われました。

これらの決議を受けて、去る5月12日の全員協議会で、町民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要と感ずることから、令和2年6月に支給する議員の期末手当の額を100分の20減じて、少しでも今後の対策費用に充当していただくように議員の総意となったところであります。

住民の日々の生活の安全安心に向けて、町行政と連携協力しながら、今後も感染防止・予防、そして一日も早く元の生活に戻れるように向けて、一層の取組を進めていくことを願い、今回、本件を提案するものであります。

以上、ご理解をいただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 二、三お聞きしたいと思います。

まず1点は、今回、20%を削減すると金額は133万5,000円ということ聞いていまして、これは議員の年収の2.4%になると思うんですが、それで間違いはないかお聞きします。

その次に、今回の自粛で収入減となってる町民の方々の比率は、この2.4%程度のものでなくもっと大きな痛手を被っておられます。そういう意味で、2.4%の年収の削減で本当に議員が町民に寄り添った活動をしているというように胸を張って言えるのかどうか、提案者にお聞きをします。

次に、私は、5月12日の全員協議会で期末手当の削減は非常にいいことだと思いましたが、しかし、するのなら、全額をしたらいいということを申し上げました。にもかかわらず、今回20%ということになったのはなぜなのかということ。もしも全額を削減すれば、議員報酬の12%になります。理事者のときにも申し上げていたように、やはり町民の方が本気で議員活動をやっているというように見てもらうためには、やっぱり2.4%ではなく、最低でも12%ぐらい削減になるようにしなければ意味がないと思うんですが、その点どうお考えなのかどうか。

6点目としまして、その延長上になるんですけど、今回みたいに年収の2.4%削減して、しないよりはよいですけども、現在、今回のコロナ事件で窮地に立たされている町民の方々の感覚とのずれは大きいのではないかとこのように思うんですが、その点の見解をお聞

きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） すみません。4、5、6点目が一緒の答えになってしまうかもしれないんですけど、まず1点目からお答えします。

2. 4%というところは僕の計算とも一致しています。ただ、こちらの計算上は、削減する額が135万6,080円ということで、議員報酬全体の年収からしたら5,580万円なので、2.4%になります。

2点目ですが、町民に寄り添っているかということなんですけど、もちろん町民の受けるダメージがこの2.4%かということでは、それはいいんですが、議員報酬削減で何とか町全体の財政に対して、少しでも役に立てたいという議員の思い。一旦、この6月議会は、この金額20%ということにほとんどの議員の同意を得たと思ってます。村山議員おっしゃるように、もっと削減するべきではないかという意見もありましたし、あと、議員の議論の中では、議員報酬削減というのは実はそんなに良くないのではないかという意見もいろいろありました。その中で、町民ももちろんすごくダメージを受けてますし、町行政もこれからいろんな施策を打っていく中で、ある一定削減しなければいけないと。2割というのを5月12日の全員協議会、また、5月22日の議会運営委員会で皆さんの確認を得たという認識でおります。

3点目もそうですね。全額というふうに、確かに村山議員おっしゃってましたし、それに近い思いを持つ議員もいたと思いますが、やっぱり議論の中で、もう少し先の、また別の話になるんですけど、京丹波町議会議員の議員報酬というのが少ないから成り手がいないのではないかという議論が、今、そういう視点でも進められています。その中で、議員も生活をしていかなければいけないというところで、極端な減額、全額返上とかは、そこに反するのではないかという意見もございました。いろんな意見をまとめる中で、やっぱり半分ぐらいの議員が反対しているようなこういう提案というのは、お金に関わることなのでふさわしくないのではないかなということで、できるだけ皆さんの同意を得るところということで20%ということになっております。全額返上すると12%になるのは、もちろん計算したらそうなんですけど、今まで申し上げたとおりというところでございます。

4点目、5点目がそのような感じで、6点目、感覚のずれというところですが、多分、村山議員は感覚ずれてるのかなと思うところではありますが、この20%に同意していただいた議員というのは、今回は20%で、また、これからコロナの影響がどんどん膨らんでいって、またそれぞれ思うところがあって考えていかなければいけないのではないかと。大幅にずれ

てるとは多分思っていないのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと1点私も伺っておきたいと思うんですけども、今回、議員の期末手当を20%削減ということで提案をしていただいております。この削減した金額も133万円余りということで、いろいろ協議の中で出ておりましたけども、使い道の問題について提案者としてはどのように考えておられるのか伺っておきたいと思うんです。

というのは、それぞれ特別給付金の給付を受けるわけですけども、4月27日が基準日になっておるということで、例えば4月27日以降に子どもが生まれたら対象にならないということになっておるんです。だから、もちろん町のいろんな祝い金とかありますけども、例えば4月27日以降生まれた子どもに一部を充当するとか、そういうのも1つのまちづくりの上で、子育てを大事にするという上からも、1つの考え方として大事ではないかと思うんですけども、我々が削減した期末手当が有効に活用されて、町民の支えになるように生かされるのが一番いいなと思いますので、提案者の見解や思いを伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） もちろん削減したお金が有効に使われるというのは全く異論のないところですが、使い道については、それぞれの議員の思いがあると思います。例えば今回の図書カードに充てればいいのではないかという意見も議論の中ではありました。その人が提案した図書カードの金額は2,000円ぐらいだったので、同じぐらいの金額だし、そちら側に持って行って止まっている子どもの教育に充当させたらいいのではないかという意見もあったりとか、また、商工業者にこの削減分を充てるような施策にするべきだという意見もあったりします。山田議員おっしゃるように、すごく子育て世代に対してはそういう施策も有効ではないかと思うんですけど、今回、6月のこのタイミングで提案するには、全体的にこれから町行政がコロナ対策でかかるお金に使ってもらいたいというのが多くの議員の総意ではないかと。ちょっと1つに絞れないのではないかとということで、今回は、全体的にコロナ対策に使ってもらいたいということでお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 条例が一部改正通って、実際に予算として処置されるのは9月議会で、もちろん臨時会があれば別ですけども、それで賛成すれば減額ということになるんですけど、その間、一定期間もありますので、全体で合意できる有効な活用方法を、生かされる

ような使い道が必要かなと思いますので、その点も意見として申し上げておきたいと思いま
すし、議運の委員長としてリーダーシップを発揮していただいて、ぜひそういう取組にも踏
み出していただきたいということを申し上げて、もう一度見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） 山田議員の意見も参考に皆さんで話し合っってしっかりと取
り組みたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例の制定につきまして、賛成の立場で討論をしたいと思ひます。

実は、先ほどまで反対討論をするつもりでした。ただ、提出者の北尾議会運営委員長のお
言葉の中に、次回もこれから考えていきたいという話がありましたので、急遽、その言葉を
信じて賛成をしたいと思ひます。ぜひ、次回までに年収の10%を超えるような削減になる
案を出していただく。また、していただくことを切に願ひまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終結します。

これより、発委第3号を採決します。

発委第3号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時ちょうどとします。よろしく願ひいたしま

す。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第9、議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

《日程第9、議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について～日程第16、議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約について》

○議長（梅原好範君） これより、日程第9、議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約についてまでを一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、京丹波 味夢の里に隣接するホテル開業に伴う来訪者等の交通の利便性を図るため、路線を新設するもの。

議案第59号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる「デジタル手続法」が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第60号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人・法人住民税、たばこ税及び延滞金の割合等について、所要の改正を行うもの。

議案第61号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、所要の改正を行うもの。

議案第62号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「デジタル手続法」の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ、通知カードが廃止されたことに伴い、通知カード再交付手数料を廃止するもの。

議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定につきましては、経営基盤の強化に向け、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間として策定するものであり、京丹波町議会基本条例第10条の規定に基づき提案させていただくものであります。

議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）につきましては、新園舎の整備に当たり、必要となります木材の調達に期間を要することから、先行して調達するもので、町内の3業者で構成された京丹波木材供給共同企業体と随意契約を締結するものであります。

議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約につきましては、価格評価と技術評価による総合評価方式一般競争入札により落札決定した大和ハウス工業・田中建設特定建設工事共同企業体と10億8,240万円をもって契約を締結するものであります。

なお、工期は令和4年2月28日までとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いします。

栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

道の駅「京丹波 味夢の里」に隣接するホテル「フェアフィールド・バイ・マリオット京都丹波」が10月に開業することから、本町への観光客や来訪者の交通の利便性向上を図る

ため、新たに京丹波町役場を起点にＪＲ胡麻駅を經由し、ＪＲ日吉駅を終点とする丹波日吉線の新設について、条例の一部改正をお願いするものです。

運行経路につきましては、議案書２ページをご覧ください。京丹波町役場を出発し、京丹波 味夢の里に向かい、その後、府道４４４号線を通り、須知交差点を右折し、国道９号線ＪＲ新須知バス停、丹波マーケスを經由し、府道８０号線をとおり、上野大円寺前、上野町営住宅前、蒲生、下蒲生、みのりが丘、実勢公民館前から府道４４５号線に入り、胡麻交差点を右折し、府道５０号線をとおり、ＪＲ胡麻駅、明治国際医療大学を經由し、ＪＲ日吉駅を終点とするものです。

料金につきましては、次ページに料金表を、以降のページにつきましては、新旧対照表に新路線の追加について変更点を示しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、見込みでございますけれども、乗客日平均２６人から４８人を見込んでおるところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第５８号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第５９号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

ただいまの町長の提案理由説明のとおり、デジタル手続法の施行により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正がなされたところであります。

この法改正により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことから、条例第６条、書面審理の条文で引用している法律の法律名につきまして改正を行うものであります。

また、当該法律の第３条第１項で定めた電子情報処理組織を使用して行わせることができるとなっていたものを、第６条第１項として、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるに改められたところであります。

以上、議案第５９号におけます補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 議案第６０号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分の措置により、第1回臨時会においてご承認いただいたところで、今回は、それ以外の部分についてご提案をさせていただくものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきまして、ご説明申し上げます。

公布された改正地方税法は、令和2年度税制改正大綱を受け、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しなど、税制上必要な措置が講じられたところでございます。

今回の町税条例の改正案につきましては、これら地方税法において改正された内容に基づき、必要な整理をお願いするものでございます。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表1ページから3ページ、第1条関係からでございます。第24条の2第1項第2号につきましては、性別や婚姻歴等の適用要件を排除し、子を扶養する未婚のひとり親がひとり親という区分で非課税適用すること。

第34条の2及び第36条の2についても、ひとり親という区分でこれまで所得控除が受けられないこととされていましたが、ひとり親控除という区分で所得控除が受けられることとされた法改正に伴い、適用条項のずれ及び所要の文言整理を行うものであります。

続いて、3ページから4ページ、第94条第2項及び第4項につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しが行われ、段階的に税率を引き上げる法改正に伴い、第一段階の所要の文言整理等を行うものであります。

続いて、4ページから5ページ、附則第3条の2及び第4条につきましては、延滞金、還付加算金及び利子税の全てに適用してきた特例基準割合をそれぞれ対応する特例基準割合とするため、文言が整理された法改正に伴い、適用条項のずれ及び所要の文言整理を行うものであります。

続いて、6ページから8ページ、附則第17条第1項並びに附則17条の2第3項につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合に、100万円の控除ができる法改正に伴う適用条項のずれの改正を行うものでございます。

次に、2条関係、9ページから24ページです。第19条第4号から第6号、第20条、第23条の3項、第31条第2項及び第3項、第48条各項、第50条第2項以下各項並び

に第52条につきましては、法人課税において、連結納税制度がグループ通算制度への見直しをされたことを受けた法改正に伴う適用条項のずれ及び所要の文言整理を行うものでございます。

続いて、24ページから25ページ、第94条第2項につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しが行われ、段階的に税率を引き上げる法改正に伴い、第2段階の所要の文言整理を行うものでございます。

最後に、25ページ、附則3条の2につきましては、法改正に伴い、改正する条例第52条における適用条項のずれについて所要の整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第61号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

改正箇所について、新旧対照表で説明いたします。

附則第6項の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定に租税特別措置法の一部改正によりまして、新たに規定された第35条の3第1項を加えるものであります。

先ほどの議案第60号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の中におきましても、同様の改正がありましたけども、この第35条の3に係る特例措置につきましては、個人が低未利用土地を譲渡した場合、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるというものでございます。

なお、低未利用土地等とは、居住や業務、その他の用途に利用されておらず、または利用の程度は周辺地域における同じ用途に利用されている土地に比べ著しく劣っていると認められる土地、またはその上に存在する権利を言います。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第62号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

令和元年5月31日公布されましたデジタル手続法によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ、今月25日に通知カードが廃止されたところでございます。

これに伴い、通知カードの再交付も行わないこととなるため、京丹波町手数料徴収条例における通知カード再交付手数料の規定を削るものであります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定について、補足説明させていただきます。

平成25年に国が策定した新水道ビジョンでは、我が国の水道は東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理の在り方や安全な水道水を供給する上での技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による料金収入の減少、将来の水道施設の在り方、技術者の不足など、様々な問題が深刻化していると指摘しています。

京丹波町では、このたび、国の示す新水道ビジョンに加え、平成30年に策定された京都水道ランドデザインに基づき、今後の京丹波町の水道事業の進むべき方向と将来にわたり安定的に水道事業を継続するため、経営基盤の強化に向けた京丹波町水道事業ビジョンの計画素案を作成したところです。

計画の作成に当たっては、基礎調査として、施設台帳整備や管網解析を実施し、事業の分析、評価について、今後の水需要予測から施設の物理的評価と健全度評価を行った上で、京丹波町水道事業に関する課題を抽出・整理し、目標の設定と実現方策等について水道事業ビジョン策定業務委託業者と16回にわたり検討・協議を重ねてきました。

また、町民の皆様のご意見を広く聴取するためアンケートを実施し、併せてパブリックコメントを実施したところです。

水道事業ビジョンの計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としており、地方自治法第96条第2項及び京丹波町議会基本条例第10条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議賜りご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） それでは、議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の木材調達契約につきましては、先行して実施してまいりました木材調達契約（その1）・（その2）に続き、今回が最終となる（その3）となります。

なお、これまでからご説明いたしておりましたとおり、（仮称）たんばこども園新園舎の構造は、木造地上2階建てとして計画しております。このうち木材の調達には、原木の仕入れ、製材、加工など複数の工程があり、期間を要することから、木材調達を先行して行うものでございます。

それでは、資料1の契約概要をご覧ください。調達します木材は、京丹波町内産木材、造作材の杉、外壁材425平米、フローリング材1,454平米、また、製材の杉羽柄材9.2立米となります。

調達します材の詳細な内容につきましては、資料2として今回の調達に関する設計書を添付しております。右下にページ番号を表記しておりますが、5ページ目の木材明細書を願いたいいたします。

明細書の表題として記載のとおり、造作材に関する明細となっておりますが、上段2行目の左より明細書ナンバー、樹種、区分、性能と順に金額合計までを記載しております。

明細書の見方でございますが、明細書ナンバー1を事例に説明しますと、使用する区分が外壁で下見板張り、樹種は杉、京丹波町産で欠節・抜節箇所は埋木又はパテ処理としております。厚さ15ミリ、幅150ミリ、4面ともモルダー加工となります。次に、材長は4.0メートル、短辺が15ミリ。水色に着色された列の合計数量は、使用する面積を表しております。外壁で下見板張りを施工する面積としては425平米となっております。続いて、単価は、府内にある木材供給者3者からの見積りを徴収した上に、実勢価格を把握して単価を決定しているところでございます。合計金額は、合計数量の425平米と単価3,200円を掛け合わせて算定しております。

また、明細書ナンバー2については、使用する区分が床、複合フローリング張り、樹種は杉、圧密加工をすることとしております。ゼロ歳児、1歳児及び子育て支援室は、床暖房仕様としておりますので、その面積300平米となっております。先ほどと同じように単価を掛け合わせて合計金額を算定しているところでございます。

なお、一番左手に着色をしておりますピンク色、黄色、青色など、これに関しましては、続いての資料3とリンクをしておりますして、併せてご覧いただきたいと存じます。

資料3のA3サイズで折り込まれた資料でございますが、今回調達する材を建物の仕上げ材としてどこに使用するかを示しております。図面の左上側に色ごとの部材についての凡例を記載しておりますが、先ほど資料2でご覧いただきました仕上げ材料ごとの色分けと合致させているところでございます。

それぞれの使用箇所が分かりやすいように、床仕上げは資料3の1ページ平面図で、外壁仕上げについては、その裏面の2ページ立面図で表現をさせていただいております。製材の羽柄材の垂木についても、同じ2ページ目の右上に構造軸組図というところで濃い青色でその位置を示しております。

続いて、資料4につきましては、随意契約の理由書となっております。

最終ページの資料5は、府内3社から徴取しております木材の見積り価格を取りまとめた表を添付いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

（仮称）たんばこども園新園舎整備につきましては、京丹波町子ども・子育て支援事業計画及び京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎建設基本計画に基づきまして、就学前教育・保育の充実を目的として、施設の老朽化が課題である須知幼稚園と上豊田保育所の統合園舎整備を行い、保護者や園児、関係者のニーズに応じた園児の健やかな育ちと成長が促せる豊かな自然を生かした温かみのある幼保連携型認定こども園を整備するものでございます。

本工事は、中大規模の木造建築を行うものであり、適切で確実な施工技術力を有しているかを確認する観点から、先ほど町長からの提案理由説明でもありましたように、価格評価と提案評価による総合評価方式一般競争入札により決定した落札者と契約を締結するものであります。

添付図面といたしまして、資料1に今回の位置図を添付しております。

続いて、資料2といたしましては、工事概要を添付しております。ご覧のとおり、建築面積が2,500.73平米、延べ床面積が2,324.75平米となります。

資料3として、A3サイズの図面を5枚添付させていただいております。設計内容につきましては、2月12日の全員協議会でご説明いたしましたとおりで、それから大きな変更はございません。

資料3の内容につきましては、右下にページ番号を記載しておりますが、1ページ目が計画配置図となります。朱書きの線で囲まれた範囲が今回の工事の範囲を示すものであります。

裏面の2ページ目は1階の平面図。続いて、3ページ目は2階の平面図となっています。

4ページにお移りいただきまして、立面図でございますが、上段より南側の立面図、これが府道に近い側でございます。北側の立面図、そして、東側立面図、西側立面図、西側が府道に近い側から見た立面図となります。

5ページ目でございますが、これは断面図で、左上よりA-A'断面、B-B'断面と図に示しておりますとおりでございますが、その断面の位置につきましては、大変小さくて申し訳ございませんが、図面の中央右手側にあります赤線で囲まれた図にその断面箇所を示しているところでございます。

続いて、資料4につきましては、ホームページにも掲載しております入札結果表となって

おります。

以上、議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会とします。

次の本会議は、6月2日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

なお、この後、議員控室において議会広報常任委員会が開催されます。委員の皆様には、大変ご苦労さまですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 北尾潤

〃 署名議員 山下靖夫